【循環経済関連資料 翻訳16】

SEPA による循環経済の発展を推進するための指導意見

2005年10月 国家環境保護総局 (SEPA*)

全面的に《循環経済の発展を速めることに関する国務院の若干意見》(国発「2005」22号、以下は《意見》 と呼ぶ)の精神を貫徹し、環境保全事業と緊密に結合して循環経済の発展を推進し、末端処理を主とした伝統的な汚染防止方式の転換を速め、環境保全監督管理能力を増強し、環境を保護・改善し、資源節約型と環境友好型社会を建設するために、環境保全行政部門が循環経済の発展を推進することに関し、以下のような意見を提案する。

1. 循環経済を推進する過程における環境保全行政部門の重要な役割と地位を十分に認識する

- (1) 循環経済の発展と環境保全の関係を深く理解する。わが国は人口が多く、資源が相対的に不足し、経済構造も合理的ではなく、経済成長方式が粗放型で、資源利用効率が悪く、環境汚染が深刻であり、資源と環境問題はすでにわが国の持続可能な発展の障害となっている。循環経済を発展させることは、汚染予防と生産全過程の制御を推進することにとって有利であり、区域的・構造的な環境汚染問題の解決にとっても有利である。ここ数年、全国環境保全行政部門は、循環経済の発展を環境と経済の「ウィン・ウィン」効果を得るための重大行動とし、循環経済の理念や組織理論や政策研究を大いに宣伝し、企業・区域・社会など多レベルにおけるモデル事業や実践を行ってきた。粗放型経済成長方式の転換を促進でき、一定程度全国の環境汚染圧力を緩和した。
- (2) 環境保全行政部門の職能の位置を明確に定める。各レベルの環境保全行政部門は上記《意見》の要求と職能配分に基づき、発展改革委員会(経済貿易部門)など関係部門と密接に協力し、環境保全の各作業

と結合し、全面的に循環経済の推進を加速する。

各レベルの環境保全行政部門は循環経済を発展する ための「指導・監督・推進・サービス」を強化しなく てはならない。循環経済の発展に有利な法律法規・政 策・基準を制定し、循環経済長期計画技術指針を編纂 し、循環経済の発展を指導する。着実に環境保全行政 部門の法執行職責を履行し、さらに環境分野での法執 行を増強し、環境監督管理を強化し、長期計画の環境 影響評価や建設プロジェクト環境影響評価や「三同時」 制度を厳格に執行し、新規企業への環境保全要求を高 め、重点企業におけるクリーナープロダクション審査 を推進する。宣伝教育と研修を強化し、クリーナープ ロダクションを推進し、循環経済のモデル事業を深化 する。循環経済に関する科学研究や技術開発を組織・ 展開し、循環経済の技術サポートシステムを構築・完 全化するために、わが国における循環経済事業のレベ ルとスピードを高める。

2. 循環経済の発展に関する長期計画と指導を強化する

(3) 循環経済発展戦略と長期計画を制定する。わが 国の環境保全事業の需要に基づき、循環経済の発展、 環境友好型社会を推進するための戦略と計画を制定す る。各レベルの環境保全行政部門は積極的に現地の発 展改革委員会と協力し、循環経済発展の長期計画を作 成し、循環経済理念を用いて環境保全「十一・五」計 画と各専門長期計画を指導する。各種の経済技術開発 区やハイテク技術産業開発区における生態工業園区の 建設事業の推進に力を入れ、重点企業と地区での循環 経済実践を推進し、これらにおける循環経済発展長期 計画の制定を指導する。

^{*} SEPA: State Environment Protection Administration of China

(4) 全国における循環経済建設に対する分類指導を 強化する。環境管理の要求に基づき、異なる地域、重 点流域及び異なる類型の工業園区での循環経済発展の 長期計画を制定する。鉄鋼、有色、石炭、電力、化学 工業、建材、製紙、食品、紡績、電子電気など重点業 界向けの循環経済発展指針を制定する。

3. 循環経済の発展を促進するための環境基準システムや環境技術政策を制定、健全化する

(5) 環境基準を厳格化させ、循環経済の健康的な発展を促進する。国家レベルの業界汚染物排出基準の制定作業を強化し、企業が環境にやさしい工程や技術を採用することを促進する。廃プラ、廃タイヤ、廃電機機械など資源回収利用に関する環境汚染制御技術規範を制定する。クリーナープロダクションの基準体系を構築・健全化し、業界別クリーナープロダクション審査指針を策定し、各地方や業界で行うクリーナープロダクション審査を指導する。

各省(自治区、直轄市)の環境保全行政部門は、地 方レベルでの業界汚染物排出基準の制定を強化する。 重点開発区や重化学工業集中地域では、循環経済の理 念に基づき、入区企業に対し、クリーナープロダクショ ンと廃棄物総合規制の要求を課す。

(6) 汚染防止と生態保全技術の政策を策定する。エネルギー消費が高く、汚染が深刻である業界における汚染防止技術政策を制定し、「減量化、再使用、資源化、無害化」を汚染防止の基本方法とし、製品生産の全過程における汚染予防を強化し、最大限に末端処理への圧力を削減する。重点地域と流域における生態保全の需要に基づき、関連の技術政策を制定する。生態農業の発展に関する技術政策を制定し、環境友好型農業生産技術と汚染制御技術を推し進める。

4. 循環経済のモデル事業を深化する

(7) 生態工業、循環経済の試験やモデル事業を深化する。経済効果が顕著で、資源利用が合理的で、環境が綺麗な企業を選択し、環境友好型企業のモデル事業を行う。重点的に各種の国家レベルや省レベルの開発区、大手企業グループや資源リサイクル産業園区を選択し、生態工業モデル事業を行う。循環経済モデル区、生態省(市、県)、生態モデル区、国家環境保全モデ

ル都市、環境優美郷鎮、文明生態村、緑色コミュニティ、 緑色学校と環境友好型プロジェクの建設事業を推進す る。

各省(自治区、直轄市)の環境保全行政部門は、国 家環境保護総局の指導の下、積極的に地方での循環経 済試験やモデル事業を展開する。

(8) 国家レベル生態工業モデル園区と循環経済モデル区の建設に対する指導や監督管理を強化する。まずは国家レベル生態工業モデル園区と循環経済モデル区の指標体系と検査基準を発布し、モデル事業を規範する。次は生態工業と循環経済の長期計画建設技術指針を制定し、各モデル事業の建設を指導する。第三は現場監督検査を含む各モデル事業実施業者への管理を強化し、モデル事業者が継続的に技術革新を行い、汚染物排出総量を低減させることによって、当該地域の環境質を改善させることを保証する。第四は全国における循環経済モデル事業の経験を総括し、循環経済の先進事例を押し広める。

各省(自治区、直轄市)の環境保全行政部門は国家 環境保護総局に協力し、国家レベルの生態工業モデル 園区や循環経済モデル区の建設を指導、管理し、重大 な問題が見つかる場合、ただちに報告し、改善策を提 案しなくてはならない。

5. 積極的に環境ビジネス産業の発展を指導する

(9) 環境ビジネス産業への政策指導を強化し、特に静脈産業の発展への指導を重視する。静脈産業発展の政策、法規、基準と技術規範を制定し、各種廃棄物の循環利用を規範・推進する。まずは鉄くず、廃アルミ、廃銅、古紙、廃プラ、廃タイヤ、廃棄家電及び電子製品、廃棄紡績品、廃棄自動車、廃棄包装材、家庭ごみなどの回収と循環利用を促進し、廃棄物の回収、加工、利用システムを健全化させる。次は、工業廃気、廃水、固体廃棄物の循環利用を強化し、重点的に危険廃棄物の適切処分に力を入れる。煤塵、石炭脈石、選鉱くずや冶金、化学工業の残渣や有機廃水の循環利用に重点を置き、工業廃棄物の総合利用を推進する。

(II) 静脈産業園区の環境管理を強化する。静脈産業園区を建設することは、わが国における静脈産業の規模と科学技術含有量の向上にとって有利で、静脈産業の汚染防止と環境管理にとっても有利である。厳格な

環境管理を通じ、廃棄物のリサイクル過程における二 次汚染を削減し、地域の環境質と住民の健康を保障す る。同時に、輸入廃棄物の入園管理を強化し、「廃棄 物利用」の名義を借りて、国外から違法に廃棄物を輸 入することを防止する。

6. 環境管理を強化する

(1) 環境影響評価を強化し、環境参入制度(新規開発事業にあたり、現地の環境容量や生態状況などを考慮し、事業に対する許可審査制度)の執行を厳格化させる。まずは戦略的な環境影響評価を積極的に推進し、環境因子をもっと系統的にマクロ戦略決定に組み入れ、経済発展と環境保全の矛盾を解決し、産業発展や生産力の配置が地域の環境容量や生態機能と相応させ、発展方式の転換を促進し、循環経済を実現する。次は建設プロジェクトへの環境影響評価を厳格化させ、法に依って新規エネルギー消費の大きな汚染が、深刻なプロジェクトを規制する。

(12) 汚染業界と企業における汚染物排出の全過程コントロールを強化する。法に依って汚染物排出量の超過や総量超過した企業に対し、クリーナープロダクション審査を強制的に行う。当面では、重点的に電力、鉄鋼、化学工業、有色金属、捺染、食品、製紙など汚染の深刻な業界へのクリーナープロダクション審査を強化する。

(3) 厳格な淘汰制度を構築する。発展改革(経済貿易)部門に協力し、技術が遅れた、汚染が深刻な生産工程や設備の淘汰リストを公布し、規模不経済や汚染が深刻である製紙、醸造、製革、メッキ、捺染、化学工業、冶金、コークス、建材、火力発電などの企業および遅れた生産力、設備と製品に対し、強制淘汰制度を実施し、産業構造の優良化を促進する。

(4) 法に依って厳格に行政機能を執行し、断固として違法行為を処罰する。重点地域と業界で環境違法企業を取り締まる環境法執行キャンペーン活動を行い、企業の環境法遵守行為を規範し、企業共生群を構築する角度から出発し、環境法の執行を厳格化させ、社会全体の環境保全意識を高め、公平かつ競争的な社会雰囲気を作り、循環経済の発展を推進する。

7. 循環経済の発展を推進するための環境保全法規や関連政策を打ち出し、健全化させる

(15) 循環経済の発展を推進するための環境保全法体系を構築する。各種固体廃棄物の回収利用と汚染制御に関する法規の研究と制定を加速化させ、次第に生産者拡大責任制度を普及する。執行部門の代わりに行政部門が執行機能を発揮し、環境参入制度などに関する制度を研究・構築する。

(16) 排汚費政策を健全化させ、循環経済の発展を推進する。中央と地方での排汚費の集中利用にあたって、循環経済関連プロジェクトや技術を優遇し、重点的にクリーナープロダクションプロジェクトや「ゼロエミッション」技術や循環利用技術などのモデル事業や普及事業を支援する。

8. 環境保全分野で循環経済の発展を促進する技術イ ノベーションシステムとコンサルティングサービ スシステムを構築する

(17) 循環経済の発展に関する技術イノベーションシ ステムを構築する。循環経済関連技術の研究開発と推 進への支援を強化し、わが国における循環経済事業の 技術サポートとイノベーション能力を高める。各レベ ルの環境保全行政部門は科学研究機構と企業によって 開発された、全面的に普及できる減量化技術、再使用 技術、資源化技術、代替技術、共生連鎖技術やシステ ム集成技術など実用技術の重点開発を奨励すべきであ る。循環経済の理論・方法・発展戦略と政策研究の度 合いを強化し、重点的に資源消費が高く、汚染が深刻 である業界と地域における物質フローと物質代謝法則 を研究し、循環経済の発展にとって有利な物質代謝の 再調整技術を研究する。異なる地域と業界の原材料と エネルギーの消費量や廃棄物発生・排出の状況に対す る調査研究を実施し、わが国における循環経済発展の 潜在力とルールを研究する。

(18) 循環経済を発展するためのコンサルティング サービスシステムを構築する。循環経済に関する情報 システムや技術コンサルティングサービスシステムの 構築を積極的に支援し、適時に社会に対し循環経済関 連技術・管理と政策などに関する情報を公開する。既 存の環境科学研究、サービス機構と民間団体の力を充 分に活用し、循環経済に関する情報提供、技術普及、 官伝教育などを展開する。

国家クリーナープロダクション・センターは国家環境保護総局がクリーナープロダクションと循環経済分野の関連技術をサポートする機関であり、総局に協力して循環経済の技術政策と関連基準を制定し、重点企業で実施するクリーナープロダクション審査及び国家生態工業モデル園区と循環経済モデル区の建設を推進する。各レベルの環境保全科学研究機関とクリーナープロダクション・センターは現地環境保全行政部門を支援し、クリーナープロダクションや循環経済推進事業を実施し、企業でのクリーナープロダクション審査と循環経済モデル事業に対し、コンサルティング・サービスを提供する。

9. 積極的にグリーン消費を推進する

(19) 公衆のグリーン消費活動を積極的に指導する。継続的に、積極的に環境ラベル製品の認証や環境管理システムの認証事業を促進する。各レベルの環境保全行政部門は広範囲で宣伝教育活動を実施し、公衆の環境意識とグリーン消費意識を高める。環境保全に有利な生活パターンを大いに提唱し、民間団体と企業を指導し、これらによるグリーン消費活動への参加を促し、そして、緑色学校や緑色コミュニティのグリーンコンシューマー活動への参加を奨励する。有効な措置をとり、商品の過度包装を減少する。

② 積極的に政府グリーン購入を提唱する。関係部門と協力し、ただちにわが国における政府グリーン購入制度を構築する。リサイクル製品、環境ラベル製品、有機食品及び ISO14001環境管理システム認証を取得した企業やクリーナープロダクション審査に合格した

企業の製品を購入することを奨励する。政府のリーダ シップを通じて、民間団体や企業が積極的にグリーン 消費活動へ参加することを促す。

10. 幹部実績審査システムを完全化させ、宣伝教育と 国際交流を強化する

(21) 幹部実績審査と宣伝教育を強化する。積極的に 組織部門と協力し、循環経済と環境保全指標を幹部実 績審査指標システムに組み入れる。科学的な発展観と 実績観の宣伝に注力し、各レベルの幹部の持続的な生 産と消費意識を高める。

各レベルの環境保全行政部門は意識と考え方を転換し、政府や(生態、工業)園区や企業に対し、循環経済の理念を宣伝し、循環経済モデル区、生態工業園区、生態モデル区、環境モデル都市、環境友好型企業などを作り上げる経験を宣伝する。政府部門、園区及び企業などからの異なる要求に応え、循環経済の教育と研修計画を制定し、循環経済試験とモデル地域の関係者に対し研修を実施する。

(2) 循環経済に関する国際交流を強化する。多様な形で循環経済研修会を開催し、先進国における循環経済の現状や優れた経験を理解する。地方環境保護部門と循環経済モデル企業を組織し、循環経済の実績ある国を訪問し、現地視察と学習を行う。高レベルの国際循環経済シンポを開催し、国内外の成功した経験を広範囲に交流させる。各レベルの環境保全行政部門は様々な国際協力のパイプを十分に利用し、国外における循環経済分野の先進的な経験と技術を導入し、人的交流を拡大し、循環経済の発展を推進する能力を高める。